

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 8 年 5 月 20 日

分任支出負担行為担当官
盛岡森林管理署長 志磨 克

1 事業概要

- (1) 事業名 別紙内訳書のとおり
- (2) 作業場所 別紙内訳書のとおり
- (3) 事業内容 別紙内訳書のとおり
- (4) 事業期間 別紙内訳書のとおり
- (5) 本事業は、提出された競争参加資格確認申請書及び技術提案書（以下「申請書及び技術提案書」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用事業である。
- (6) 本事業は、令和 8 年度国有林野事業における技術提案資料等の簡素化対象事業である。詳細は入札説明書による。
- (7) 本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。
- (8) 本事業の入札は、電子調達システムにより行う。
なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

2 競争参加資格要件等

本事業の入札に参加できる者は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」）及び「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示（令和 7 年 1 月 31 日）によって決定された等級が本事業に対応している者は、自己の等級より下位への入札及び自己の等級より上位への入札に参加できる。

なお、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 3 項に基づく認定を受けている事業主（以下「認定事業主」という。）が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で対象等級と同規模の事業実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した事業実績）を有している者であること。

なお、この事業の等級は、A 等級である。

（参考） 生産の等級区分（資格：物品の製造（その他））

等級	競争参加者（数値）
A	70 点以上
B	50 点以上 70 点未満
C	35 点以上 50 点未満
D	35 点未満

- (3) 共同事業体にあつては、次の全ての要件を満たすものであること。

- ① 協定書に基づき結成された共同事業体であること。
- ② 競争制限とはならない共同事業体であること。
- ③ 構成員の全てが、全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」及び「役務の提供等（その他）」の資格を有すること。
- ④ 共同事業体が入札する事業に、構成員が入札を行わないこと。
- ⑤ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級とすること。

（代表者が認定事業主である場合においても(2)に定める等級であること。）

- (4) 令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「東北」を選択している者であること。

（共同事業体にあつては、構成員の全てが「東北」を選択している者であること。）

- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日）9(2)に規定する手続きをした者を除く。）でないこと。

- (6) 平成 23 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（入札公告日の属する年度含まない））に、入札公告の事業又は同種の事業を完了した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した事業実績）がある者とする。

なお、同種の事業とは、立木の伐採及び木材の搬出（立木の伐採のみの事業は含まない。）とする。

ただし、発注対象事業より下位の等級に格付けされた認定事業主が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で平成 23 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（入札公告日の属する年度含まない））に対象等級と同規模の事業を完了した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した事業実績）がある者とする。

また、入札公告日の属する年度の前年度及び前々年度の 2 年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、事業成績評定通知書を受けた者は、入札しようとする者の 2 年間の契約毎の評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点以上であること。

- (7) 配置を予定する技術者にあつては、入札参加者が直接雇用しており、技術者の資格のいずれか（次に掲げる①から⑩まで）を有していること。

技術者の資格とは、以下のとおり

- ① 技術士（林業、森林土木、林産）
- ② 林業技士（林業経営、林業機械、森林土木、森林評価）
- ③ グリーンマイスター（基幹林業技能士）
- ④ グリーンワーカー（林業技能作業士）
- ⑤ ニューグリーンマイスター（基幹林業作業士）
- ⑥ フォレストマネージャー
- ⑦ フォレストリーダー
- ⑧ フォレストワーカー（林業作業士）
- ⑨ 青年林業士
- ⑩ 1 級林業技能士又は 2 級林業技能士

なお、上記の資格を有しない場合、平成 23 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（入札公告日の属する年度含まない））に、入札公告の事業又は同種の事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（①現場代理人として経験した事業、②現場代理人以外で経験した事業。）に基づくこと。）に 3 年以上従事している者であること。

- (8) 労働安全衛生規則等に基づき必要とされる下記資格保有者を配置できること。

- ① チェンソーを使用する作業

ア 改正前労働安全衛生規則第 36 条第 8 号特別教育の修了者については、伐木等の業務（基発第 0214 第 9 号第 2 の 1 特別教育（補講））を受講済者であること。

イ 改正後労働安全衛生規則第 36 条第 8 号修了者であること。

- ② 車両系建設機械運転技能講習又は不整地運搬車技能講習の修了者、伐木等の機械の運転業務に関する特別教育、走行集材機械の運転業務に関する特別教育、簡易架線集材装置等の運転業務に関する特別教育、地山掘削作業主任者、はい作業主任者、架線作業を行う場合は林業架線作業主任者及び機械集材装置の運転の業務に関する特別教育の受講済者のうち、従事予定者のいずれかが有していること。
- (9) 以下に定める届出をしている事業者であること。(届出の義務がない者は除く。)
- ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ・ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (10) 申請書及び技術提案書の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 上記 1 に示した事業に係る条件調査等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。
なお、本事業に係る条件調査等の受託者は「一般社団法人 日本森林林業振興会 青森支部」である。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- (13) 当該事業に係る申請書及び技術提案書が適正であること。
その記載内容が適正でない場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。
- (14) 当該事業の入札説明書及び見積りに必要な図書等を発注者の指定する方法での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。
- (15) 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む。）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(16) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること。（規範の内容に相当する既存の取組を含む。）

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は、林野庁ホームページに掲載。

（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>）

(17) 当該事業は素材検知を含んでいるため、素材の検知業務に関する2年以上の経験を有し、素材検知業務の実績がある者を雇用していること。ただし、現場代理人と検知業務の実績がある者は兼務することができるものとする。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び技術提案書を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

共同事業体についても同様に申請書及び技術提案書を提出するほか、協定書を提出し確認を受けるものとする。

(2) 申請書及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和8年5月21日（木）の午前9時00分から令和8年6月3日（水）の午後5時00分まで。

なお、承諾を得て紙入札による場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）。

② 提出場所

〒020-0061 岩手県盛岡市北山2丁目2番40号

盛岡森林管理署 総務グループ

電話：019-663-8001

③ 提出方法

電子調達システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、申請書及び技術提案書は②の場所に2部提出すること。詳細は入札説明書によるものとする。

(3) 申請書及び技術提案書は入札説明書により作成すること。

(4) 上記3(2)①に規定する期限までに申請書及び技術提案書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

- (5) 本公告に係る提出様式は、東北森林管理局ホームページに掲載しているので、ダウンロードのうえ作成、提出すること。

ホーム > 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル > 生産事業請負様式類
(https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manual/seisanjigyou_youshiki.html)

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

- ① 入札説明書に示された競争参加資格要件を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。
- ② 技術提案と資料で示された実績等により標準型においては最大 92 点、簡易型においては最大 78 点の加算点を付与する。
- ③ 得られた「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

標準型における項目

① 事業計画

標準型及び簡易型における項目

- ② 企業の事業実績
- ③ 配置予定技術者等の能力に関する事項
- ④ 地域貢献に関する事項
- ⑤ 企業の信頼性
- ⑥ 賃上げの実施を表明した企業等に関する事項

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値 {評価値 = (標準点 + 加算点) ÷ 入札価格} を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格(税抜き)の制限の範囲内であること。
 - イ 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

- ③ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするところがある。
- ④ 上記②の調査及び落札者の決定方法等については、入札説明書によるものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部署

〒020-0061 岩手県盛岡市北山2丁目2番40号
盛岡森林管理署 総務グループ
電話：019-663-8001

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和8年5月20日（水）から令和8年6月24日（水）まで（休日等を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）。

② 交付場所

〒020-0061 岩手県盛岡市北山2丁目2番40号
盛岡森林管理署 総務グループ
電話：019-663-8001

③ 交付方法

入札説明資料については、電子調達システムからダウンロードすること。紙入札方式により入札に参加する場合は、上記①及び②において入札説明資料の交付を受けなければならない。

なお、紙入札希望者で郵送を希望する場合は、希望者の負担により交付するので、上記②に申し出ること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により参加することができる。

① 電子調達により参加する場合

令和8年6月22日（月）午前9時00分から
令和8年6月24日（水）午後5時00分まで

② 紙入札により入札する場合

令和8年6月25日（木）午前9時45分から午前10時00分まで。

なお、郵送により入札書を提出する場合は、令和8年6月24日（水）午後5時00分までに必着とする。入札書の日付は令和8年6月25日とする。

③ 入札及び開札の日時

令和8年6月25日（木）午前10時00分

④ 入札及び開札場所

〒020-0061 岩手県盛岡市北山2丁目2番40号

盛岡森林管理署 会議室

⑤ 入札書の提出方法

入札は、電子調達システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、所定の様式（入札説明書に定める）による入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送、その他の方法による入札は認めない。

なお、郵便入札した者は、再入札には参加できない。

⑥ 紙入札により入札する場合は、入札の執行に先立ち、分任支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。（前払金の規定を適用する場合は、契約保証金を求めることとする）

(3) 素材生産事業請負及び造林事業請負の積算内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を所定の様式（入札説明書に定める）により提出する。

なお、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 配置予定技術者（現場代理人）の確認

配置予定技術者が種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定技術者の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記5(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(1)により申請書及び技術提案書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 森林整備事業における熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

本公告は上記試行の対象事業であり、別添、特記仕様書及び下記の林野庁ホームページを参照すること。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/hanbai/sozaiseisannukeoi.html>)

(10) 安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する試行について

本公告は上記試行の対象事業であり、別添、特記仕様書及び下記の林野庁ホームページを参照すること。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/hanbai/sozaiseisannukeoi.html>)

(11) 本事業地は、国有林材（製品）の安定供給システム販売における直送システムの対象となる可能性がある物件である。

安定供給システム販売の公募において直送システムに係る企画提案があり、協定締結に至った場合には、製品生産事業請負標準仕様書第34条第2項に基づき、封印の実施を委任する。

また、山元土場での巻立経費および検知数量を直送システムに対応した内容に変更し、その実施に当たっては変更契約を締結するものとする。

※直送システムとは、山元土場における検知を行わず、安定供給システム協定者が山元土場から自ら運搬し、原木選別機等により計測された本数および材積を採用する方法をいう。

(12) 詳細は入札説明書による。

本公告に係る事業請負契約における契約約款は、以下からダウンロードすること。

国有林野事業製品生産事業請負契約約款

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>)

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページをご覧ください。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>)

別紙内訳書

入札物件一覧表

入札番号	等級	事業名	担当区	作業場所	請負面積(ha)	事業内容	請負予定数量(m3)	地拵・植付(ha)	履行期限	その他
1号	A	森林環境保全整備事業 (金沢山地区)	岩手	岩手県岩手郡岩手町川口字金沢山国有 林1013ろ1林小班外	41.19	保育間伐活用型	2,182		契約締結日の翌日 ～ 令和9年2月26日	
						検知	2,182			
計					41.19		2,182			

入札説明書

東北森林管理局盛岡森林管理署の令和8年度造林事業（伐採系の森林整備事業を含む。）に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年5月20日

2 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官
盛岡森林管理署長 志磨 克

3 事業概要

(1) 事業名 別紙内訳書のとおり

(2) 作業場所 別紙内訳書のとおり

(3) 事業内容 別紙内訳書のとおり

(4) 事業期間 別紙内訳書のとおり

(5) 本事業は、提出された競争参加資格確認申請書及び技術提案書（以下「申請書及び技術提案書」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用事業である。

(6) 本事業は、令和8年度国有林野事業における技術提案資料等の簡素化対象事業である。

(7) 本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

(8) 本事業の入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

4 競争参加資格要件等

本事業の入札に参加できる者は、次の全てに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」）及び「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示（令和7年1月31日）によって決定された等級が本事業に対応している者は、自己の等級より下位への入札及び自己の等級より上位への入札に参加できる。

なお、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第3項に基づく認定を受けている事業主（以下「認定事業主」という。）が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で対象等級と同規模の事業実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した事業実績）を有している者であること。

なお、この事業の等級は、A等級である。

（参考）生産の等級区分（資格：物品の製造（その他））

等級	競争参加者（数値）
A	70点以上
B	50点以上70点未満
C	35点以上50点未満
D	35点未満

(3) 共同事業体にあつては、次の全ての要件を満たすものであること。

- ① 協定書に基づき結成された共同事業体であること。
- ② 競争制限とはならない共同事業体であること。
- ③ 構成員の全てが、全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」及び「役務の提供等（その他）」の資格を有すること。
- ④ 共同事業体が入札する事業に、構成員が入札を行わないこと。
- ⑤ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級とすること。
（代表者が認定事業主である場合においても(2)に定める等級であること。）

(4) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」及び「役務の提供等（その他）」）を有し、競争参加を希望する地域において、「東北」を選択している者であること。（共同事業体にあつては、構成員の全てが「東北」を選択している者であること。）

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日）9(2)に規定する手続きをした者を除く。）でないこと。

(6) 平成23年4月1日以降（過去15年間（入札公告日の属する年度含まない））に、入札公告の事業又は同種の事業を完了した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した事業実績）がある者とする。

なお、同種の事業とは、立木の伐採及び木材の搬出（立木の伐採のみの事業は含まない。）とする。

ただし、発注対象事業より下位の等級に格付けされた認定事業主が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で平成23年4月1日以降（過去15年間（入札公告日の属する年度含まない））に対象等級と同規模の事業を完了した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した事業実績）がある者とする。

また、入札公告日の属する年度の前年度及び前々年度の2年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、事業成績評定通知書を受けた者は、入札しようとする者の2年間の契約毎の評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。

(7) 配置を予定する技術者にあつては、入札参加者が直接雇用しており、技術者の資格のいずれか（次に掲げる①から⑩まで）を有していること。

技術者の資格とは、以下のとおり

- ① 技術士（林業、森林土木、林産）
- ② 林業技士（林業経営、林業機械、森林土木、森林評価）
- ③ グリーンマイスター（基幹林業技能士）
- ④ ニューグリーンマイスター（基幹林業作業士）
- ⑤ グリーンワーカー（林業技能作業士）
- ⑥ フォレストマネージャー
- ⑦ フォレストリーダー
- ⑧ フォレストワーカー（林業作業士）
- ⑨ 青年林業士
- ⑩ 1級林業技能士又は2級林業技能士

なお、上記の資格を有しない場合、平成23年4月1日以降（過去15年間（入札公告日の属する年度含まない））に、入札公告の事業又は同種の事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（①現場代理人として経験した事業、②現場代理人以外で経験した事業。）に基づくこと。）に3年以上従事している者であること。

また、配置予定技術者の、同種事業に3年以上従事していることを証明するための契約書又は従事したことが証明できる書類等を「3ヶ年度」分（年度毎に1件）添付すること。

(8) 労働安全衛生規則等に基づき必要とされる下記資格保有者を配置できること。

① チェンソーを使用する作業

ア 改正前労働安全衛生規則第36条第8号特別教育の修了者については、伐木等の業務（基発第0214第9号第2の1特別教育（補講））を受講済者であること。

イ 改正後労働安全衛生規則第36条第8号修了者であること。

② 車両系建設機械運転技能講習又は不整地運搬車技能講習の修了者、伐木等の機械の運転業務に関する特別教育、走行集材機械の運転業務に関する特別教育、簡易架線集材装置等の運転業務に関する特別教育、地山掘削作業主任者、はい作業主任者、架線作業を行う場合は林業架線作業主任者及び機械集材装置の運転の業務に関する特別教育の受講済者のうち、従事予定者のいずれかが有していること。

(9) 以下に定める届出をしている事業者であること。（届出の義務がない者は除く。）

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(10) 申請書及び技術提案書の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(11) 上記3(1)に示した事業に係る条件調査等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。

① 「条件調査等の受託者」とは、次に掲げる者である。

一般社団法人 日本森林林業振興会 青森支部

② 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている業者

イ 業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

(12) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等共同組合法若しくは森林組合法等に基づき設立された法人等であって、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(13) 当該事業に係る申請書及び技術提案書が適正であること。

その記載内容が適正でない又は未提出の場合は入札参加を認めない。

なお、本事業は令和8年度国有林野事業における技術提案資料等の簡素化対象事業であるため、以前提出した書類の内容に異同がない場合に限り、当年度の入札参加時に提出した当該資料をもって、提出を省略することができる。

(14) 当該事業の入札説明書及び見積りに必要な図書等を発注者の指定する方法での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

(15) 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について（平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む。）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(16) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること。（規範の内容に相当する既存の取組を含む。）

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は、林野庁ホームページに掲載。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>)

- (17) 当該事業は素材検知を含んでいるため、素材の検知業務に関する2年以上の経験を有し、素材検知業務の実績がある者を雇用していること。ただし、現場代理人と検知業務の実績がある者は兼務することができるものとする。

5 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、全省庁統一資格の資格確認通知書の写し、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく都道府県知事の認定書の写し、申請書及び技術提案書を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、共同事業体は、協定書の提出も行い確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び技術提案書を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(16)までに掲げる事項を満たしているときは、入札の時ににおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術提案書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 申請書及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和8年5月21日(木)の午前9時00分から令和8年6月3日(水)の午後5時00分まで。

なお、承諾を得て紙入札による場合は、上記期間(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで。(正午から午後1時00分までを除く。)

② 提出方法

申請書等の提出は、電子調達システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、申請書及び技術提案書を所定の様式により2部作成し、代表者又はそれに代わる者が直接以下に持参又は郵送することにより提出すること。(郵送による場合は提出期限内必着とする。)

〒020-0061 岩手県盛岡市北山2丁目2番40号

盛岡森林管理署 総務グループ

電話：019-663-8001

- (3) 申請書及び技術提案書は、別添「競争参加資格確認申請書及び技術提案書作成要領」に従い作成すること。

- (4) 申請書及び技術提案書作成説明会等
技術提案書等作成説明会については、原則として実施しない。
- (5) 申請書及び技術提案書の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は申請書及び技術提案書の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。
- (6) 競争参加資格の確認は、申請書及び技術提案書の提出期限の日をもって行う。
- (7) その他
- ① 申請書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び技術提案書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び技術提案書は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官等が承認した場合には、この限りではない。
 - ⑤ 本公告に係る提出様式は、東北森林管理局ホームページに掲載しているので、ダウンロードのうえ作成、提出すること。
ホーム > 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル > 生産事業請負様式類 (https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manual/seisanjigyoyou_youshiki.html)

6 競争参加資格の通知等

- (1) 申請書及び技術提案書の提出者については、競争参加資格の確認結果を申請書及び技術提案書の提出期限日の翌日から起算して7日以内（休日等を含む。）に、電子調達システムにより通知する。ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者には、書面により通知する。
- (2) 競争参加資格の無かった者に対しては、理由を付して通知する。
- (3) 通知結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い書面により理由についての説明を求めることができる。
- ① 受付期限
通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内。
 - ② 提出先
上記5(2)②に同じ。

③ 受付時間

休日等を除く午前9時00分から午後5時00分（ただし、正午から午後1時00分までを除く。）。

④ その他

書面は、代表者又はそれに代わる者が持参又は郵送することにより提出するものとする。（郵送による場合は提出期限内必着とする。）

(4) 分任支出負担行為担当官は、(3)に掲げる理由についての説明を求める書面を受取った日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に書面により回答する。

7 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

- ① 入札説明書に示された競争参加資格要件を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 申請書及び技術提案書で示された実績等により標準型においては最大92点、簡易型においては最大78点の加算点を付与する。
- ③ 得られた「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

標準型における項目

① 事業計画

標準型及び簡易型における項目

- ② 企業の事業実績に関する事項
- ③ 配置予定技術者等の能力に関する事項
- ④ 地域貢献に関する事項
- ⑤ 企業の信頼性
- ⑥ 賃上げの実施を表明した企業等に関する事項

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値〔評価値＝（標準点＋加算点）÷入札価格〕を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。
 - イ 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

② 上記①において、評価値が最も高い者が2者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

ただし、当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

③ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(4) 評価内容の担保

実際の実施に関しては、落札者は事業計画に記載された内容により実施することとし、採用された技術提案の実施を担保するため、必要に応じて加除訂正を行った上で当該技術提案を契約書に添付するとともに、その実施を約する旨の条項を付する。

事業完了後の検査の際、履行状況について確認を行う。請負者の責により記載内容が満足出来ない場合には、満足出来ない評価項目ごとに、事業成績評定の点数を3点ずつ減ずることとする。

さらに、契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことがある。

(5) その他

評価基準等詳細については、別添「競争参加資格確認申請書及び技術提案書作成要領」のとおりとする。

8 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は任意）により提出すること。

① 受領期限 令和8年5月21日（木）から令和8年6月18日（木）まで。

持参する場合は、上記期間の休日等を除く毎日の午前9時00分から午後5時00分まで。

ただし、正午から午後1時00分までを除く。

② 提出場所 上記5(2)②に同じ。

③ その他 書面は持参又は郵送することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。（郵送による場合は提出期限内必着とする。）

(2) (1)の質問に対する回答書は、東北森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

(https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/nyusatsusetsumeishi_tsumon_kaitou.html)

期 間 令和8年5月21日（木）から令和8年6月24日（水）

9 入札及び開札の日時、場所等

本事業の入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により参加することができる。

(1) 電子調達により参加する場合

令和8年6月22日（月）午前9時00分から

令和8年6月24日（水）午後5時00分まで

(2) 紙入札により入札する場合

令和8年6月25日（木）午前9時45分から午前10時00分

ただし、入札書の受付は、令和8年6月25日（木）午前9時45分（受付時間）から午前10時00分（開札時間）までとする。

また、郵送により入札書を提出する場合は、令和8年6月24日（水）午後5時00分までに必着とする。入札書の日付は令和8年6月25日とする。

(3) 入札及び開札の日時

令和8年6月25日（木）午前10時00分

(4) 入札及び開札場所

〒020-0061 岩手県盛岡市北山2丁目2番40号

盛岡森林管理署 会議室

(5) 入札書の提出方法

入札は、電子調達システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、所定の様式（東北森林管理局競争契約入札心得様式第3号）による入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送、その他の方法による入札は認めない。

郵便により入札書を提出する場合は、封筒を二重に使用し、その内封筒には入札書及び積算内訳書を、その外封筒には分任支出負担行為担当官より競争参加資格があることが確認された旨の競争参加資格確認通知書の写しを入れ提出すること。

なお、郵便入札した者は、再入札には参加できない。

(6) 紙入札により入札する場合は、入札の執行に先立ち、分任支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。(郵送の場合は同封すること。)

また、入札への直接参加者が代理人である場合は、任意の様式によりその旨が確認できる委任状を提出すること。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者で、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

(9) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、第3回目に行う入札についても上記を準用して行うものとする。なお、入札執行回数は原則2回とし、最高でも3回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。(前払金の規定を適用する場合は、契約保証金を求めることとする。)

(3) 予決令第86条に規定する調査(低入札価格調査)を受けた者に係る契約保証金の額は請負代金額の10分の3以上とし、前金払いの額は請負代金額の10分の2以内とする。

11 素材生産事業請負及び造林事業請負の積算内訳書の提出

(1) 積算内訳書の提出は、電子調達システムにより提出することとする。

(2) 紙入札により入札する場合は、第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を所定の様式(素材生産事業請負及び造林事業請負の積算内訳書)により提出する。

- (3) 提出された積算内訳書は返却しない。
- (4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し、記名した積算内訳書を入札書とともに提出すること。
- (5) 入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。
また、提出された積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

12 開札

開札は、紙入札による入札者がいた場合は競争参加者又はその代理人が立ち会い行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

13 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び技術提案書に虚偽の記載をした者が行った入札並びに現場説明書、入札説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14 配置予定技術者（現場代理人）の確認

実際の事業に当たって請負者は、事業の継続性等において支障がないと認められる場合で、以下に示す事情が発生したときは、発注者との協議により技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- (2) 請負者の責によらない理由により事業中止又は事業内容の大幅な変更が生じ、事業期間が延長された場合。
- (3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な事業の場合）。

いずれの場合であっても交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び事業経験は、交代日以降の事業内容に相応した資格及び事業経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

15 調査基準価格を下回った場合の措置

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについては、入札者から資料の提出及び必要に応じて事情聴取を行うとともに、関係機関の意見照会等の調査（以下、「低入札価格調査」という。）を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該事業等の事業期間の延期は行わない。

(1) 提出を求める資料等

- ① その価格により入札した理由
- ② 積算内訳書
- ③ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の内訳
- ④ 契約対象事業等付近における手持ち事業等の状況
- ⑤ 配置予定技術者名簿
- ⑥ 契約対象事業等に関連する手持ち事業の状況
- ⑦ 契約対象事業等箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との地理的条件
- ⑧ 手持ち資材等の状況
- ⑨ 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係
- ⑩ 手持ち機械の状況
- ⑪ 労務者等の確保計画
- ⑫ 事業別労務者等配置計画
- ⑬ 月別就労予定表
- ⑭ 過去に施工した事業等名及び発注者
- ⑮ 過去に受けた低入札価格調査対象事業等
- ⑯ 安全管理に関する資料
- ⑰ 財務諸表及び賃金台帳
- ⑱ 誓約書
- ⑲ その他、契約担当官等が必要と認める資料

(2) 説明資料の提出期限は、低入札価格調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

(3) 契約担当官等が次の追加資料を求めた場合の提出期限は、連絡を行った日の翌日から起算して5日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

- ① 積算内訳書等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む）に関する見積書等積算根拠
- ② 手持資材に関する数量、保管状況写真
- ③ 販売店等の作成した見積書等
- ④ 手持機械の状況の写真
- ⑤ 労務を供給する事業者の承諾書
- ⑥ 賃金台帳等
- ⑦ 過去3カ年の財務諸表
- ⑧ 資料提出時における社員すべての名簿

(4) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、当該事業の成績評定に厳格に反映するとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 低入札価格調査の方法及び落札者の決定方法については、本入札説明書によるほか「東北森林管理局低入札価格調査マニュアル」（平成21年4月22日付け21東経第44号局長通知）によるものとする。

16 契約書の作成等

(1) 契約の相手方が決定したときは、決定してから遅滞なく、別冊契約書（案）に基づき契約書を作成するものとし、落札者が決定した日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に契約を締結するものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。

(3) (2)の場合において、契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語、日本国通貨に限るものとする。

(5) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

17 支払条件

- (1) 前金払 無（契約保証金を納める場合は前払金を認めるものとする。）
- (2) 中間前金払及び部分払 部分払いのみ 有（落札者の選択事項である。）
- (3) 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び発注者の損害賠償請求等に伴う違約金の額については、国有林野事業生産事業請負契約約款第4条第3項中「10分の1」を「10分の3」に、第6項中「10分の1」を「10分の3」に、第55条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。
また、前金払については、国有林野事業生産事業請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

18 その他

- (1) 入札参加者は、競争契約入札心得及び契約書(案)を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。なお、東北森林管理局競争契約入札心得のホームページ掲載場所は以下のとおり。
ホーム > 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル
(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>)
- (2) 申請書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合においては、事業請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、申請書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。
- (4) 国有林野事業における造林事業請負標準仕様書第20条又は製品生産事業請負標準仕様書第20条の全ての要件を満たす場合は下請負を認めるものとするが、同一入札物件に応札した者を下請負とすることはできないものとする。
- (5) 入札公告日の属する年度の前年度及び前々年度の2年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、契約を実施した署等から通知された全ての事業成績評定通知書の写しを提出しなければならない。

別紙内訳書

入札物件一覧表

入札番号	等級	事業名	担当区	作業場所	請負面積(ha)	事業内容	請負予定数量(m3)	地拵・植付(ha)	履行期限	その他
1号	A	森林環境保全整備事業 (金沢山地区)	岩手	岩手県岩手郡岩手町川口字金沢山国有 林1013ろ1林小班外	41.19	保育間伐活用型	2,182		契約締結日の翌日 ～ 令和9年2月26日	
						検知	2,182			
計					41.19		2,182			

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署長 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
代表者 〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで公告のありました〇〇〇〇事業の受注を希望したいので、事業期間の設定や工程管理及び事業実施に必要な有資格者の配置については、函面及び仕様書等に定める標準案（技術提案書が不採用の場合も含む）や当社負担により追加提案した技術提案書に従って実施することを誓約した上で、競争参加資格申請書及び下記の技術提案書を提出いたします。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 事業計画の工程管理（様式 2）
- 2 事業の計画・実施に係わる提案（様式 3）
- 3 同種の事業の実績（様式 4）（該当する場合は付表）
- 4 （様式 4）に係る証明書の写し
- 5 事業成績評定の平均点計算書（様式 5）
- 6 （様式 5）に係る証明書の写し
- 7 企業の事業実績（様式 6）
- 8 （様式 6）に係る証明書の写し
- 9 配置予定技術者（現場代理人）の資格等（様式 7）
- 10 （様式 7）に係る証明書の写し
- 11 従事予定者の資格・研修受講の有無（様式 8）
- 12 （様式 8）に係る証明書の写し
- 13 地域への貢献（様式 9）
- 14 （様式 9）に係る証明書の写し
- 15 従業員の雇用形態・地元雇用・月給制（様式 10・12）
- 16 従業員名簿（様式 11）
- 17 （様式 11）に係る証明書の写し
- 18 企業の信頼性（様式 12）
- 19 （様式 12）に係る証明書の写し
- 20 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（様式 13）
- 21 従業員への賃金引上げ計画の表明（様式 14）
- 22 検知業務実績（様式 15）
- 23 （様式 15）に係る証明書の写し
- 24 問い合わせ先
担当者名 : 〇〇 〇〇
部 署 : (株) 〇〇〇〇 〇〇部〇〇課
電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]

※ 1 申請書及び技術提案書のサイズは A 4 とする。

※ 2 紙入札方式により入札に参加する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出してください。

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署長 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
代表者 〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇

競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで公告のありました〇〇〇〇事業の受注を希望したいので、事業期間の設定や工程管理及び事業実施に必要な有資格者の配置については、図面及び仕様書等に定める標準案（技術提案書が不採用の場合も含む）や当社負担により追加提案した技術提案書に従って実施することを誓約した上で、競争参加資格申請書及び下記の技術提案書を提出いたします。

今事業は、令和〇年度国有林野事業における技術提案資料等の簡素化対象事業であるため、様式 1 別添により提出書類を省略します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 簡素化対象事業時提出書類（様式 1 別添）
- 2 事業計画の工程管理（様式 2）
- 3 事業の計画・実施に係わる提案（様式 3）
- 4 同種の事業の実績（様式 4）（該当する場合は付表）
- 5 （様式 4）に係る証明書の写し
- 6 事業成績評定の平均点計算書（様式 5）
- 7 （様式 5）に係る証明書の写し
- 8 企業の事業実績（様式 6）
- 9 （様式 6）に係る証明書の写し
- 10 配置予定技術者（現場代理人）の資格等（様式 7）
- 11 （様式 7）に係る証明書の写し
- 12 従事予定者の資格・研修受講の有無（様式 8）
- 13 （様式 8）に係る証明書の写し
- 14 地域への貢献（様式 9）
- 15 （様式 9）に係る証明書の写し
- 16 従業員の雇用形態・地元雇用・月給制（様式 10・12）
- 17 従業員名簿（様式 11）
- 18 （様式 11）に係る証明書の写し
- 19 企業の信頼性（様式 12）
- 20 （様式 12）に係る証明書の写し
- 21 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（様式 13）
- 22 従業員への賃金引上げ計画の表明（様式 14）
- 23 検知業務実績（様式 15）
- 24 （様式 15）に係る証明書の写し
- 25 問い合わせ先
担当者名 : 〇〇 〇〇
部 署 : (株) 〇〇〇〇 〇〇部〇〇課
電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]

※ 1 申請書及び技術提案書のサイズは A 4 とする。

※ 2 紙入札方式により入札に参加する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出してください。

様式 1 - 2 別添

提出書類一覧 (〇〇〇〇事業)

様式名称	添付書類	提出確認	省略する場合
資格審査結果通知書(全省庁統一資格)【写】		提出/省略	【記載例】〇〇地区事業(〇月〇日入札)に提出済み。(内容に異同はない。)
都道府県知事からの認定証明書類【写】		提出/省略	
様式 1 【表紙】		有/無	
様式 2 【事業計画の工程管理】		有/無	
様式 3 【事業の計画・実施に係わる提案】		有/無	
様式 4 【同種の事業の実績】		有/無	(※改善措置用) 付表は省略不可
	契約書・事業成績評 定通知書【写】	提出/省略 /一部再	【記載例】〇〇地区事業(〇月〇日入札)に提出済み。(内容に異同はない。)
様式 5 【事業成績評定の平均点計算書】		有/無	
	事業成績評定通知書 【写】	提出/省略 /一部再	【記載例】〇〇地区事業(〇月〇日入札)に提出済み。(内容に異同はない。)
様式 6 【企業の事業実績】	参考図書 (必要に応じて)	有/無	
様式 7 【配置予定技術者(現場代理人)の資格等】		有/無	
	契約書【写】	提出/省略 /一部再	【記載例】〇〇地区事業(〇月〇日入札)に提出済み。(内容に異同はない。)
	資格者証【写】	提出/省略 /一部再	【記載例】〇〇地区事業(〇月〇日入札)に提出済み。(内容に異同はない。)
様式 8 【従事予定者の資格・研修受講の有無】		有/無	
	終了証等【写】	提出/省略 /一部再	【記載例】〇〇地区事業(〇月〇日入札)に提出済み。(内容に異同はない。)

様式 9 【地域への貢献】	参考図書 (必要に応じて)	有/無	
様式 10 【従業員の雇用形態 ・地元雇用・月給制】	参考図書 (必要に応じて)	有/無	
様式 11 【従業員名簿】	参考図書 (必要に応じて)	有/無	
様式 12 【企業の信頼性】	参考図書 (必要に応じて)	有/無	
様式 13 【農林水産業・食品産業の作業安全のための 規範】		有/無	
様式 14 【賃上げ実施の表明】		有/無	
様式 15 【検知業務実績】		有/無	
	契約書・資格証等 【写】	提出/省略 /一部再	【記載例】〇〇地区事業（〇月〇日入札）に 提出済み。（内容に異同はない。）

注 1：様式 4・5・7・8・15 の添付資料について、内容に異同がない場合に限り当該事業の入札
 公告日の属する年度に公告された入札参加時に提出した当該資料をもって、提出を省略する
 ことができる。この場合は省略に○を付け、当該資料を提出した入札の情報を記載すること。
 また、一部再提出の場合は「一部再」に○を付け『〇〇地区事業（〇月〇日入札）に〇〇提
 出済み。』と記載する。

(案)
造林事業請負契約書

発注者 分任支出負担行為担当官 盛岡森林管理署長 志磨 克 と請負者

とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和8年5月20日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	森林環境保全整備事業（金沢山地区）
案件内容・仕様	別紙契約内訳書のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期限	令和9年2月26日
契約期間	（契約締結日の翌日） ～ 令和9年2月26日
納入場所・履行場所	金沢山国有林1013ろ1林小班外
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者と請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期にわたって当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 分任支出負担行為担当官
盛岡森林管理署長
志磨 克

請負者

契約条項

別紙「請負事業内訳書」のとおり

契約内訳書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負 予定 単価	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
森林環境保全整備事業 (金沢山地区)	保育間伐 (活用型)	41.19ha	2,182m ³			金沢山 国有林 林10 13ろ 1小班 外	山元土場
	検知		(2,182m ³)		請負金額 円也		
計		41.19ha	2,182m ³		(うち取引に係る消費税 及び地方消費税額 円也)		

2 事業期間

自 契約締結の翌日から
至 令和 9年 2月26日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

契約内訳書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負 予定 単価	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
森林環境保全整備事業 (金沢山地区)	保育間伐 (活用型)	41.19ha	2,182m ³			金沢山 国有林 林10 13ろ 1小班 外	山元土場
	検知		(2,182m ³)		請負金額 円也		
計		41.19ha	2,182m ³		(うち取引に係る消費税 及び地方消費税額 円也)		

2 事業期間

自 契約締結の翌日から
至 令和 9年 2月26日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

5 特約事項

- (1) 事業実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守すること。
- (2) 伐採、搬出にあたっては、河川の汚濁防止に努めるとともに、林地保全には万全を期すること。
- (3) 丸太表皮の剥皮防止に努めること。
- (4) 一般材と低質材を仕分けし、素材の混同をしないこと。
- (5) 降雨等による地盤の状況等を適確に把握し、林道・集材路等の悪化及び泥濘化を防止すること。
- (6) 国有林材の生産量を調整する必要がある場合には、生産調整に可能な範囲で協力すること。
- (7) その他別紙のとおり。

6 技術提案事項の履行確保

別紙1のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 8 年 5 月 20 日に交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

別紙 1

技術提案事項の履行確保

受注者は、令和 年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

項 目	評価	内 容
事業計画の工程管理		事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わる提案事業計画		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案

(注) 評価された項目について (○印) を記載

別紙

請負事業内訳書

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量(m3)	事業期間	備考
1013ろ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	223	契約締結日の翌日～ 令和9年2月26日	
1013ろ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	288	契約締結日の翌日～ 令和9年2月26日	
1013ろ3		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	261	契約締結日の翌日～ 令和9年2月26日	
1013に1		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	416	契約締結日の翌日～ 令和9年2月26日	
1013に2		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	176	契約締結日の翌日～ 令和9年2月26日	
1013に3		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	77	契約締結日の翌日～ 令和9年2月26日	
1013ほ		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	342	契約締結日の翌日～ 令和9年2月26日	
1014は2		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	72	契約締結日の翌日～ 令和9年2月26日	
1014は3		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	139	契約締結日の翌日～ 令和9年2月26日	
1014り1		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	185	契約締結日の翌日～ 令和9年2月26日	
1014れ		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	3	契約締結日の翌日～ 令和9年2月26日	
計				2,182		

別紙

検知業務請負作業内訳書

単位：m³

物件番号	材 種	作業工程	予定数量	備 考
1号	素 材	(1)の業務	816	
		(2)の業務	205	
		(5)の業務	1,161	
		計	2,182	

検知業務請負（作業内容）

- (1)の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (3)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (4)の作業 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業。
- (5)の作業 低質材及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。